



選挙運動に乗じた排外主義的主張に断固反対する声明

2025年7月10日

先月の都議会選挙において、選挙運動として「日本人ファースト」等の排外主義的主張が行われ、外国ルーツの候補者たちが「売国奴」などと攻撃された。また今月予定される参議院選挙においても、複数の政党が「違法外国人ゼロ」や「望ましくない迷惑外国人などを排除」などの公約を掲げる事態に至っている。

東京に本拠を置く国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、このような選挙運動における排外主義的主張は、外国人に対する憎悪や差別感情を増幅し、ヘイトスピーチやヘイトクライムを助長することになりかねないものとして断固反対する。

こうした排外主義的主張がエスカレートすれば、人種的憎悪や民族差別を煽り立てる言動となり、自由権規約20条2項が禁止する「憎悪唱道（差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道）」に該当する危険がある。この自由権規約20条2項が制定された背景には、ナチスによるユダヤ人等に対する憎悪の煽動が、やがてユダヤ人への暴力、ジェノサイドをもたらしたという歴史への反省がある。憎悪唱道は、やがて暴力に必然的に結びつくのであり、暴力行為の萌芽として当然に禁止されなくてはならない。

日本政府は、人種差別撤廃条約の2条1項(d)に基づき、「立法を含む全ての適当な方法により、いかなる個人、集団又は組織による人種差別についても禁止し、終了させる」べく義務を負っている。したがって日本政府は、来たる参議院選挙において、各政党や候補者の政治活動の自由には十分に配慮しつつも、行き過ぎた排外主義的主張が蔓延しないように状況を注視し、万が一、人種差別やヘイトスピーチ、ヘイトクライムに該当する過激な言動が確認された場合には、当該言動を即刻終了させ、被害者を保護する必要がある。

また国会議員は、日本国憲法99条により憲法尊重義務を負い、同憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定める。したがって国会議員及び国会議員になろうとする候補者は、自由権規約20条2項の背景を深く理解し、憎悪唱道に結びつきかねない排外主義的言動の一切を慎むと共に、他の国会議員及び候補者が行う排外主義的言動に対して黙認することなく、その危険性を指摘し、これを止めなければならない。

以上により、当団体は、選挙運動として行われる選挙運動に乗じた排外主義的主張の一切に対して断固反対する立場を表明するとともに、日本政府に対しては、普遍的人権が尊重された選挙運動が行われることを確保すること、そして国会議員及び候補者に対しては排外主義的主張の一切を直ちに中止するよう求める。

以上